

衆議院 商工委員会 議 録 第 四 号

平成十一年三月九日(火曜日)

午後二時五十分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 大口 善徳君

理事 岡部 英男君

理事 奥谷 通君

理事 河本 三郎君

理事 竹本 直一君

理事 林 義郎君

理事 村田敬次郎君

理事 山口 泰明君

理事 奥田 建君

理事 榎床 伸二君

理事 渡辺 周君

理事 福留 泰蔵君

理事 小池百合子君

理事 吉井 英勝君

出席國務大臣

通商産業大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

通商産業省生活 産業局長 近藤 隆彦君

中小企業庁長官 錦田 勝彦君

委員外の出席者

商工委員会専門 員 野田浩一郎君

委員の異動

三月九日

辞任

島津 尚純君

補欠選任

鍵田 節哉君

第一類第九号

商工委員会議録第四号

平成十一年三月九日

同日

辞任

鍵田 節哉君

補欠選任

島津 尚純君

三月五日

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

同月九日

中小企業経営革新新支援法案(内閣提出第二八号)

中小企業総合事業団法案(内閣提出第二九号)

国際協力銀行法案(内閣提出第三二号)

ものづくり基盤技術振興基本法案(経済・産業委員長提出、参法第二二号)(予)

二月十九日

中小企業者のための緊急景気対策に関する請願

(金子満広君紹介)(第七一七号)

同(穀田恵二君紹介)(第七一八号)

同(春名真章君紹介)(第七一九号)

同月二十五日

中小企業者のための緊急景気対策に関する請願

(木島日出夫君紹介)(第八五一号)

同(平賀高成君紹介)(第八五二号)

中小企業支援策の充実強化に関する請願(小坂憲次君紹介)(第九三九号)

同(村井仁君紹介)(第九四〇号)

三月五日

中小企業支援策の充実強化に関する請願(小川元君紹介)(第一〇〇一号)

は本委員会に付託された。

二月十六日

中小企業対策の充実・強化に関する陳情書(広

島市中区基町一〇の五二広島県議会内橋山俊宏(第三五号)

中小小売商業者及び商店街の育成・支援に関する陳情書(奈良市登大路町三〇奈良県議会内寺澤正男)(第三六号)

ものづくり基盤技術振興基本法の早期制定に関する陳情書(金沢市広坂二の一の一石川県議会内長憲二)(第七五号)

デボジット制度の導入に関する陳情書(鳥取県八頭郡若桜町若桜八〇の一五若桜町議会内中尾久雄)(第七六号)

包括的個人情報保護法の早期制定に関する陳情書(外一件高知市丸ノ内一の一の二〇高知県議会内西尾一雄外一名)(第七七号)

三月九日

デボジット制度導入の検討に関する陳情書(福岡市博多区東公園七の七福岡県議会内板橋元昭)(第一〇三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中小企業経営革新新支援法案(内閣提出第二八号)

中小企業総合事業団法案(内閣提出第二九号)

〇古賀委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、中小企業経営革新新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案を一括して議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

中小企業経営革新新支援法案

中小企業総合事業団法案

(本号末尾に掲載)

〇与謝野國務大臣 中小企業経営革新支援法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今の経済環境を見ますと、経済のグローバル化、消費構造の多様化、経済構造のサービス化、情報技術の進展等の大きな変化が見られております。その中で、中小企業においては、製品、サービスの高付加価値化、市場指向性の追求、企画提案型の経営戦略の追求等の今日的な経営課題に的確に対応することが極めて重要となっております。

こうした状況におきまして、昭和三十八年に施行された中小企業近代化促進法では、業種ぐるみの近代化のための施策が推進されてきており、また、中小企業新分野進出等円滑化法につきましても、その支援対象が生産額または取引額が相当程度減少している等の要件に該当するものに限定されていることから、経済的環境の変化の中で、中小企業の新たな経営課題への取り組みに対する確かな支援策を講ずるためには、大幅な見直しが必要となつてきております。

このため、経済的環境の変化に柔軟に対応して、中小企業が創意工夫を生かした新商品、新サービスの開発や新たな生産方式の導入などの新たな事業活動を通じて経営の相当程度の向上を図ることを経営革新としてとらえ、こうした経営革新を行うおととする個別の中小企業、グループ等への支援を強化するため、中小企業近代化促進法と中小新分野進出等円滑化法を発展的に統合し、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、通商産業大臣は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する指針

を経営革新指針として定めることとしております。

第二に、経営革新指針に基づき、単独または共同で行おうとする経営革新に関する計画を作成し、行政庁の承認を受けた中小企業者及び組合等に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

第三に、経済的環境の著しい変化による影響を受け、生産額または取引額が相当程度減少している業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等が、その中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関する計画を作成し、主務大臣の承認を受けた場合には、当該組合等及びその構成員に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例、課税の特例等の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業総合事業団法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法案は、平成九年六月及び同年九月の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団を設立するとともに、繊維産業構造改善事業協会を解散して必要な業務を中小企業総合事業団に移管しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び繊維産業構造改善事業協会を解散し、中小企業総合事業団を設立することとしております。

の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸し付け、出資及び助成等の事業、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にするための債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸し付け、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業並びに小規模企業共済法及び中小企業倒産防止共済法の規定による共済制度の運営等の事業を行うこととしております。また、繊維産業構造改善事業協会が行ってきた必要な業務を当分の間、実施することとしております。

第三に、中小企業総合事業団の役員につきましては、特殊法人の統合の趣旨に即して、役員数の縮減を行うこととしております。

そのほか、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、三機関の統合に伴う経過措置等を講ずることとしております。また、あわせて、税法その他関連法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回、明十日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散會

中小企業経営革新支援法案

中小企業経営革新支援法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 経営革新の支援（第三条―第九条）
- 第三章 経営基盤強化の支援（第十条―第十三条）

第四章 雑則（第十四条―第十九条）

第五章 罰則（第二十條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

3 この法律において「経営革新」とは、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第二章 経営革新の支援

（経営革新指針）

第三条 通商産業大臣は、中小企業の経営革新に関する指針（以下「経営革新指針」という。）を定めなければならない。

2 経営革新指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項
- 二 経営革新の内容に関する事項
- 三 経営革新の実施方法に関する事項
- 四 その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項

3 通商産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(経営革新計画の承認)

第四条 中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」という。）は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者等が第二項第一号第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを含む。）以下「経営革新計画」という。）を作成し、通商産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、通商産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 経営革新の目標  
二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標  
三 経営革新の内容及び実施時期  
四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法  
五 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 行政庁は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。  
一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が経営革新指針に照らして適切なるものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なるものであること。  
三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なるものであること。

第五項 前条第一項の承認を受けた中小企業者等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。）以下「承認経営革新計画」という。）に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）  
第六條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項 保険価額の合計額が 中小企業経営革新支援法第六條第一項に規定する経営革新関連保証（以下「経営革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の合計額とがそれぞれ

第三條の二第一項及び第三條の三第一項 保険価額の合計額が 経営革新関連保証に係る保険関係の合計額とその他の保険関係の合計額とがそれぞれ

第三條の二第二項及び第三條の三第二項 当該保証をした 経営革新関連保証をした

第三條の二第三項及び第三條の三第三項 当該債務者 経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業経営革新支援法第五條第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあっては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）  
第七條 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）第三條第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金（第十二條第二項において「近代化資金貸付金」という。）であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な設備に係るものについては、同法第五條の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

（中小企業投資育成株式会社法の特例）  
第八條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第一一五号）第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。  
一 中小企業者が承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行うために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式

の保有

二 中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社等が承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（課税の特例）

第九條 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として通商産業大臣が定めるものに該当する旨の承認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたものが、当該承認経営革新計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、承認経営革新計画で定める賦課の基準（次項及び第四項において単に「賦課の基準」という。）に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であつて、生産額又は取引額が大幅に減少している中小企業者として通商産業大臣が定めるものに該当する旨の承認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたものについて欠損金を生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

第三章 経営基盤強化の支援

（経営基盤強化計画の承認）

第十條 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われており、その業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、その業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であつて政令で指定するもの（以下「特定業種」という。）に属する事業を行う中小企業者を構成員とする組合等（以下「特定組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその構成員たる特定業種に属する事業を行う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」とい

う。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、特定業種を指定する政令の施行の日から起算し、特定業種を指定する期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営基盤強化事業の目標

二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期

三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 特定組合等が経営基盤強化事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者が当該特定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。

三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 前項第四号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

五 当該特定組合等の構成員たる中小企業者であつて当該経営基盤強化事業に係る特定業種

に属する事業を行うものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行うものであること。

4 主務大臣は、第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

（経営基盤強化計画の変更等）

第十一條 前条第一項の承認を受けた特定組合等は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合等又はその構成員が当該承認に係る経営基盤強化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。）以下「承認経営基盤強化計画」という。）に従つて経営基盤強化事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（中小企業信用保険法の特例等の規定の準用）

第十二條 第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

2 第七條の規定は、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に必要な設備に係る近代化資金貸付金について準用する。

（課税の特例）

第十三條 特定組合等の構成員たる中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、特定組合等又はその構成員たる中小企業者について準用する。この場合において、同条第二項中「承認経営革新計画」とあるのは、「承認経営基盤強化計画」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(資金の確保)

第十四条 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国は、承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(調査、指導及び助言)

第十五条 行政庁は、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 国及び都道府県は、承認経営革新計画に係る経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

3 国は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十六条 行政庁は承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(所管行政庁等)

第十七条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める行政庁とする。

一 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる者(第三号において「個別中小企業者」という。)が単独で作成した経営革新計画 当該作成した者の主たる事務所の所在地を区域

に含む都道府県の知事

二 第二条第一項第六号に掲げる者であつてその定款に地区が定められているもの(次号において「地区組合」という。)のうちその地区が一の都道府県の区域を超えないものが単独で作成した経営革新計画 当該都道府県の知事

三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事

イ その地区が一の都道府県の区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる 第二条第二項に規定する社団法人

四 前三号に掲げる経営革新計画以外のもの 通商産業大臣及び当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業を所管する大臣

2 都道府県知事は、第四条第一項又は第五条第一項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る経営革新計画を、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に通知するものとする。

(主務大臣)

第十八条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十九条 この法律による行政庁(都道府県の知事を除く。)及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

第五章 罰則

第二十条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金

に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業近代化促進法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)

二 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第九十三号)

(中小企業近代化促進法等の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等に関する計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「中小企業政策審議会」とする。

2 前条の規定による廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第一項又は第七条第一項の承認を受けた者に係る計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徴収、同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従って事業を行う者(同法第五条第一項に規定する特例中小企業者を除く。)又は同法第八条第一項に規定する承認事業開始計画に従って事業を行う者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、新分野進出等関連保証、海外事業関連保証又は新分野事

業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徴収並びに同法第五条第一項に規定する特例中小企業者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証、海外事業関連保証又は新分野事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例及び報告の徴収については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第四条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「及び中小企業近代化審議会」を削り、「以下」の下に「この条から」を加え、同項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる事項

イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し

ロ 製造業以外の業種にあつては、イに掲げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

第十九条第三項中「前二項を「この条」に、「指定業種に属する事業」を「指定事業」に改め、同項ただし書中「前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項」を「第七項又は第十二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二項の次に次の十一項を加える。

第一類第九号 商工委員会議録第四号 平成十一年三月九日

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により近代化計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行う沖縄の中小企業者又は当該沖縄の中小企業者を直接若しくは間接の構成員（以下この条から第二十一条までにおいて単に「構成員」という。）とする団体に対し、必要な指導を行うものとする。

4 関係行政機関の長は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、沖縄振興開発審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合について準用する。

6 関係行政機関の長は、近代化計画に定める沖縄の中小企業の近代化の目標を達成するため、当該近代化計画に定める生産若しくは経営の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する事項に關し、当該指定業種に属する事業を行う沖縄の中小企業者が相互に協力して事業活動を行うことが特に必要であると認めるときは、当該沖縄の中小企業者又は当該沖縄の中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

7 関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該沖縄の中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行う者又は当該事業を行う者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるときは、当該事業を行う者又は当該事業を行う者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

8 関係行政機関の長は、前二項の勧告をしようとするときは、沖縄振興開発審議会の意見を聴かなければならない。

9 関係行政機関の長は、政令で定めるところ

により、指定業種に属する事業（以下この条及び次条において「指定事業」という。）を行う沖縄の中小企業者に対し、その者が指定事業を行う他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者とともに出資して指定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立することにより、当該指定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進され、かつ、当該沖縄の中小企業者が当該指定業種に係る近代化計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができる。

10 関係行政機関の長は、前項の規定による出資をする沖縄の中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該沖縄の中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の行う指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ。

11 関係行政機関の長は、近代化計画を定め又は近代化計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する沖縄の中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定事業を行う沖縄の中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

12 関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該沖縄の中小企業者の事業と競合し又は関連する事業を行う者の事業活動が当該沖縄の中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしているとき、政令で定めるところにより、当該事業を行う者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

13 関係行政機関の長は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について沖縄振興開発審議会の意見を聴かなければならない。

第二十条第二項中「特定業種に属する事業を行う」を「特定業種に属する事業（以下この条において「特定事業」という。）を行う」に、「事業と特定業種に属する事業」を「事業と特定事業」に、「行う特定業種に属する事業」を「行う特定事業」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準

4 関係行政機関の長は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

5 関係行政機関の長は、第二項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、構造改善計画の承認及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

7 関係行政機関の長は、政令で定めるところにより、第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事

業を行うものに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者とともに出資して指定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該指定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の承認をすることができ。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものとは当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該指定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者に対しては、同様とする。

8 関係行政機関の長は、政令で定めるところにより、第二項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものに対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を行う他の中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者とともに出資して指定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該指定事業を行う沖縄の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の承認をすることができ。特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定事業を行うものとは当該承認に係る構造改善計画に従つ

て合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う沖繩の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該特定事業を行う中小企業者及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、当該承認を受けた特定商工組合等の構成員たる法人である沖繩の中小企業者であつて特定事業を行うものと合併し、又は当該特定事業を行う法人である沖繩の中小企業者に対して出資し、若しくは当該特定事業を行う沖繩の中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立する場合であつて、その合併又は出資により当該特定事業を行う沖繩の中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなると認められるときにおける当該関連事業者たる中小企業者に対して、同様とする。

9 前条第十項の規定は、前二項の規定による出資をする中小企業者であつて法人であるものに對して前二項の承認をする場合について準用する。

10 関係行政機関の長は、第一項又は第二項の承認を受けた商工組合等及び同項の承認を受けた関連事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

11 前条第十三項の規定は、前項の報告の徴収について準用する。

第二十一條第一項第一号中「第十九條第二項において準用する中小企業近代化促進法第八條第一項若しくは第四項又は前条第四項において準用する同法第八條第二項から第四項まで」を「第十九條第九項若しくは第十項（前条第九項において準用する場合を含む。）又は前条第七項若しくは第八項」に改め、同項第二号中「第十九條第二項において準用する中小企業近代化促進法第八條第一項若しくは前条第四項において準用する同法第八條第二項若しくは第三項」を「第十九條第九項又は前条第七項若しくは第八項」に改める。

第五十七條第一項中「第十九條第二項及び第二十條第四項において準用する中小企業近代化促進法第十七條第一項から第三項まで」を「第十九條第十一項若しくは第十二項又は第二十條第十項」に、「三万円」を「三十万円」に改める。（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為及び附則第三條の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小企業基本法の一部改正）

第六條 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

（中小企業指導法の一部改正）

第七條 中小企業指導法（昭和三十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。

第六條第一項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

（下請中小企業振興法の一部改正）

第八條 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第九條 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律等の一部改正）

第十條 次に掲げる法律の規定中「中小企業近代化審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。

一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三條第三項

二 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三條第三項

三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三條第三項

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第三條第四項

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四條第四項

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十一條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三中「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）及び」を削り、「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）」の下に「及び中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第 号）」を加え、同項中第七号の五を削り、第七号の六を第七号の五とし、第七号の七を第七号の六とする。

理 由

経済的環境の変化に即応した中小企業の創意ある向上発展が、我が国経済の健全な発展を図る上で重要であることにかんがみ、中小企業の経営革新及び将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化について、これらを支援するために必要な中小企業信用保険法の特例措置、中小企業投資育成株式会社法の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業総合事業団法案  
中小企業総合事業団法

目次

第一章 総則（第一條―第八條）

第二章 役員等（第九條―第二十條）

第三章 業務（第二十一條―第二十三條）

第四章 財務及び会計（第二十四條―第四十三條）

第五章 監督（第四十四條―第四十五條）

第六章 雑則（第四十六條―第四十九條）

第七章 罰則（第五十條―第五十二條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一條 中小企業総合事業団は、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に對する事業資金の融通を円滑にするために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に對する資金の貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二號）及び中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四號）の規定による共済制度の運営等を行い、もつて中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

#### 四 企業組合

#### 五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

二 この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法第二条第一項の小規模企業者をいう。

#### （法人格）

第三条 中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

#### （事務所）

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

#### （資本金）

第五条 事業団の資本金は、附則第五条第六項、第六条第五項及び第七条第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、

政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金又は同条第二項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

#### （登記）

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

#### （名称の使用制限）

第七条 事業団でない者は、中小企業総合事業団という名称を用いてはならない。

#### （民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

#### 第二章 役員等

#### （役員）

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以上及び監事二人以内を置く。

#### （役員の職務及び権限）

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

#### （役員の任命）

第十一条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

#### （役員の任期）

第十二条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

#### （役員の欠格事項）

第十三条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

#### （役員の解任）

第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

#### （役員の兼職禁止）

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### （代表権の制限）

第十六条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事

長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

#### （代理人の選任）

第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

#### （評議員会）

第十八条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員三十人以上で組織する。

5 評議員は、中小企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができない。

#### （職員の任命）

第十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第三章 業務

#### （業務の範囲）

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 都道府県（政令で指定する市を含む。）が行う中小企業指導法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第三条第一項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。）の実施に關し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化（以下単に「中小企業構造の高度化」

という。又は中小企業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓以下「新事業の開拓」という。）に關し必要な指導を行うこと。

二 一のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。

ハ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。

四 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

五 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

六 新事業の開拓を行う中小企業者に対し、当該新事業の開拓に必要な助成を行うこと。

七 中小企業の新事業の開拓を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な助成を行うこと。

二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

九 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

十 中小企業指導担当者(中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者)をいう。)並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして特別の法律又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて通商産業省令で定めるものの役員及び職員は養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に關する研修を行うこと。

十一 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十二 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者(小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。)又は共済契約者であつた者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金(同法第十二条第一項の解約手当金をいう。)の支給の請求をしていないもの

ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約(小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。)を締結しているもの

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体

十三 共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこと。

十四 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に關連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

二 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化又は中小企業の新事業の開拓を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者となし、前項第一号、第二号、第六号及び第十号の規定を適用する。

一 第二条第一項第一号から第三号までの各号の一に該当する者(以下「中小企業者」という。)が他の中小企業者と合併をし、又は他の中小企業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社(合併後存続する会社を含む。)であつて、その合併又は設立をした日から三年を経過しないもの

二 中小企業者から出資を受けた会社(当該出資を受ける際に中小企業者であつたものに限る。)であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

三 第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業、同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業並びに同項第三号及び第四号に掲げる業務の範囲は、政令で定める。

四 事業団は、事業年度ごとに、第一項第八号の規定による保険にあっては保険価額の総額について、同項第九号の規定による貸付けにあっては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保険又は貸付けを行うことができない。

五 第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務は、同項第十一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第三十二条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

六 事業団は、第一項第十七号に掲げる業務を行うおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号イ、ハ及びニに掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)

二 前条第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

三 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に關する業務

四 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に關する業務

五 前条第一項第十二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に關する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に關する業務

八 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に対し、前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

三 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びに調査、広報その他の業務(同項に規定するものを除く。)の一部を委託することができる。

四 前三項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前三項の規定による委託を受け、当

該業務を行うことができる。

5 第一項の規定により同項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十三条 事業団は、第二十一条第一項に規定する業務について、当該業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務に係る前項の業務方法書には、保険関係が成立する保証の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他同項第八号の規定による保険に関する業務の方法並びに貸付金の使途、利率、償還期限、貸付金額の限度及び償還の方法に関する事項その他同項第九号の規定による貸付けに関する業務の方法を記載しなければならない。法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、第二十一条第一項各号に掲げる業務(同項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条から第三十一条まで、第三十七条第一項、第四十条第一項、第二項及び第七項、第四十一条並びに第四十三条において「特定保険等業務」という。)を除く。)に關し、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度

の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、事業年度の半期ごとに、特定保険等業務に關し、事業計画及び資金計画を作成し、当該半期の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(特定保険等業務に関する予算等)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に關し、予算を作成し、主務大臣を経由して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。特定保険等業務に関する予算には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の特定保険等業務に関する事業計画及び資金計画に関する書類  
二 前年度の特定保険等業務に関する損益計算書、貸借対照表及び財産目録  
三 前年度及び当該事業年度の特定保険等業務に関する予算損益計算書及び予算貸借対照表  
四 その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる書類

3 特定保険等業務に関する予算の作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

4 大蔵大臣は、第一項の規定により特定保険等業務に関する予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

5 内閣は、特定保険等業務に関する予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その特定保険等業務に関する予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

6 前項の規定により国会に提出する特定保険等業務に関する予算には、第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

7 特定保険等業務に関する予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

8 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 保険価額の総額の限度額及び貸付金の総額の限度額

二 前号に掲げるもののほか、特定保険等業務に関する予算の執行に關し必要な事項

9 第七項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金及び附属雑収入とし、支出は、支払保険金、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

10 第七項の収入支出予算は、収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分する。

11 前四項に規定するものを除くほか、特定保険等業務に関する予算の形式及び内容は、大蔵大臣が、主務大臣と協議して定める。

12 事業団は、予見し難い特定保険等業務に関する予算の不足に充てるため、特定保険等業務に関する予算に予備費を計上することができる。

13 特定保険等業務に関する予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

14 内閣は、特定保険等業務に関する予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を事業団に通知する。

15 事業団は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、特定保険等業務に関する予算を執行することができない。

16 大蔵大臣は、第十四項の規定による通知があつたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

17 事業団は、第十四項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けたところに従い、収入にあつては項を目に、支出にあつては項(予備費の項を除く。)を目に区分し、その特定保険等業務に関する予算を主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その区分の承認を受けなければならない。

18 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

19 事業団は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特定保険等業務に関する予算に變更を加える必要がある場合には、特定保険等業務に関する補正予算を作成し、これに特定保険等業務に関する補正予算の作成により變更した第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の特定保険等業務に関する予算損益計算書及び予算貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。ただし、特定保険等業務に関する予算の追加に係る特定保険等業務に関する補正予算は、特定保険等業務に関する予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

20 第三項から第十一項までの規定は、特定保険等業務に関する補正予算について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十九項」と、第六項中「第二項各号に掲げる」とあるのは「第十九項に規定する」と読み替へるものとする。

21 事業団は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る特定保険等業務に関する暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該特定保険等業務に関する予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

22 第三項から第十一項までの規定は、特定保険等業務に関する暫定予算について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第二十一項」と、第六項中「第二項各号に掲げる」とあるのは「第二十一項に規定する」と読み替へるものとする。

23 特定保険等業務に関する暫定予算は、当該事業年度の特定保険等業務に関する予算が成立したときは失効するものとし、この特定保険等業務に関する暫定予算に基づく支出があるとき

は、これを当該事業年度の特定保険等業務に関する予算に基づいてしたものとする。

第二十七條 事業団は、特定保険等業務に関する支出予算については、当該特定保険等業務に関する予算の各項に定める目的のほかを使用してはならない。

第二十八條 事業団は、特定保険等業務に関する予算に定める各項の経費の金額については、各項の間において相互に移用することができない。ただし、特定保険等業務に関する予算の執行上の必要に基づきあらかじめ特定保険等業務に関する予算をもって国会の議決を経た場合に限る、大蔵大臣の承認を受けて移用することができる。

2 事業団は、特定保険等業務に関する予算の各目のうち大蔵大臣の指定する各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、目的の間において相互に移用することができない。

3 事業団は、前項の規定により大蔵大臣の指定する目以外の目の経費の金額については、同一項のうち当該目の間において相互に移用することができる。

4 事業団は、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由しなければならない。

5 大蔵大臣は、第一項ただし書又は第二項の規定による移用又は流用について承認をしたときは、その旨を事業団及び会計検査院に通知しなければならない。

6 第一項ただし書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、特定保険等業務に関する収入支出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、第一項ただし書又は第二項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、その理由を記載しなければならない。

7 事業団は、特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

ただし、特定保険等業務に関する予算の各目のうち大蔵大臣が毎事業年度指定する各目の経費に特定保険等業務に関する予算の予備費を使用しようとする場合においては、自らその使用を決定することができる。

8 事業団は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

9 第七項の規定による承認又は決定があつたときは、その承認又は決定に係る予備費使用書に掲げる経費については、第二十六条第十四項の規定による特定保険等業務に関する予算の通知があつたものとみなす。

(特定保険等業務に関する決算の完結)  
第二十九條 事業団は、毎事業年度の特定保険等業務に関する決算を翌年度の五月三十一日まで

に完結しなければならない。  
(財務諸表、決算報告書等の作成等)  
第三十條 事業団は、毎事業年度、第二十一条第一項各号に掲げる業務(特定保険等業務を除く。)に關し、損益計算書、貸借対照表及び財産目録(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに同項に規定する業務に関する当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに当該財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る損益計算書及び貸借対照表又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務

諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、通商産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第三十一条 事業団は、毎事業年度、特定保険等業務に關し、財務諸表を作成し、当該財務諸表に關する監事の意見を付して、特定保険等業務に關する決算の完結後一月以内に主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表を官報に公告し、かつ、当該承認に係る財務諸表及び附属明細書並びに特定保険等業務に關する業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

4 事業団は、特定保険等業務に關する決算の完結後第二十六条第十項及び第十七項に規定する特定保険等業務に關する予算の区分に従い、毎事業年度の特定保険等業務に關する決算報告書を作成し、当該決算報告書に關する監事の意見を付し、かつ、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

5 大蔵大臣は、前項の規定により特定保険等業務に關する決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

6 事業団は、第四項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供し

なければならない。

7 第四項の決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

8 内閣は、第五項の規定により特定保険等業務に關する決算報告書の送付を受けたときは、第四項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日まで、会計検査院に送付しなければならない。

9 内閣は、会計検査院の検査を経た特定保険等業務に關する決算報告書に第四項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

10 大蔵大臣は、事業団の特定保険等業務に關する予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業団に対し特定保険等業務に關する収支の実績若しくは見込みについて報告を求め、又は事業団の特定保険等業務に關する予算の執行状況について実地監査を行うことができる。

(区分経理)  
第三十二条 事業団の経理については、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに關連する同項第十五号に掲げる業務並びに同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに關連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第二十一条第一項第十一号から第十三号までに掲げる業務及びこれらに關連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四 第二十一条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに關連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 第二十一条第五項の規定は、前項第三号に掲げる業務に係る勘定からの他の勘定への資金の

融通について準用する。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第三十三条 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(同項第一号に掲げる業務に係る勘定においては、その残余の額から次条第三項の規定に基づき同条第一項の出資金に充てた額及び第三十五条第三項の規定に基づき同条第一項の新事業開拓促進資金に充てた額を控除した額)は、積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、前条第一項第一号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による第三十六條第一項の中小企業信用保険準備基金(以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。)又は同条第二項の融資基金(以下この条において「融資基金」という。)の減額がなされているときは、その利益を附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金及び融資基金に充てべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てべきものとして示した金額の合計額に達するまで前条第一項第二号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘案して政令で定めると

ころにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の百分の五十に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。

4 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。

5 第三項の規定による積立金は、前項の規定により前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

6 第三項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第四項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、事業団は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。

7 事業団は、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第三項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

8 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

9 第三項の利益の計算の方法並びに第七項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(出資金)

に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条において「出資業務」という。)に關して、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に出資金を設けるものとする。

2 事業団は、前項の出資金(以下この条において「出資金」という。)に係る経理については、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において前条第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を出資金に充てることができる。

4 出資金の運用によつて生じた利子その他出資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、出資業務に必要な資金又は出資金に充てるほか、出資業務の遂行に支障の生じない範囲内において、第二十一條第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

(新事業開拓促進資金)

第三十五條 事業団は、第二十一條第一項第五号から第七号までに掲げる業務及びこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下この条において「新事業開拓促進業務」という。)に關して、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に新事業開拓促進資金を設けるものとする。

2 事業団は、前項の新事業開拓促進資金(以下この条において「新事業開拓促進資金」という。)に係る経理については、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三條第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を新事業開拓促進資金に充てることができる。

4 新事業開拓促進資金の運用によつて生じた利子その他新事業開拓促進資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、新事業開拓促進業務に必要な資金又は新事業開拓促進資金に充てるほか、新事業開拓促進業務の遂行に支障の生じない範囲内において、第二十一條第一項第一号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

5 事業団は、第三十二條第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三條第一項の規定による積立金があるときは、同項の規定にかかわらず、通商産業大臣の承認を受けてその積立金の額に相当する金額の全部又は一部を新事業開拓促進業務に必要な資金又は新事業開拓促進資金に充てることができる。

(基金)

第三十六條 事業団は、第二十一條第一項第八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關して、中小企業信用保険準備基金を設け、附則第五条第六項の規定により中小企業信用保険準備基金に充てべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金に充てべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるとする。

2 事業団は、第二十一條第一項第九号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關して、融資基金を設け、附則第五条第六項の規定により融資基金に充てべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が融資基金に充てべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるとする。

3 前二項に規定する基金の経理に關しては、政令の定めるところによる。

(借入金及び中小企業総合事業団債券)  
第三十七條 事業団は、第二十一條第一項各号に掲げる業務(特定保険等業務を除く。)に必要な費用に充てるため、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業総合事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (債務保証)

第三十八條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する

法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ(債務を除く。)について保証することができ(償還計画)

第三十九條 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

#### (余裕金の運用等)

第四十條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金(特定保険等業務に係る勘定に属するものを除く。)を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する有価証券の取得  
二 通商産業大臣が指定する金融機関への預金  
若しくは金銭信託又は郵便貯金

2 事業団は、次の方法によるほか、特定保険等業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得  
二 資金運用部への預託

3 事業団は、第一項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものと政令で定める方法により、第三十二條第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

4 第一項第一号の規定により取得した有価証券は、次のものに運用することができる。

一 信託会社又は信託業務を行う銀行への信託  
二 証券会社(外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。)への預託

5 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

6 事業団は、四半期ごとに第三十二條第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 事業団は、特定保険等業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

#### (会計帳簿)

第四十一條 事業団は、主務大臣の定めるところにより、特定保険等業務に關し、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すために必要な帳簿を備えなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)  
第四十二條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(政令及び通商産業省令への委任)  
第四十三條 この法律に規定するもののほか、第二十六條から第二十九條まで及び第三十一條の規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は政令で、その他の事業団の財務及び会計(特定保険等業務に係るものを除く。)に關し必要な事項は通商産業省令で定める。

第五章 監督  
第四十四條 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法又は中小企業倒産防止共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ(報告及び検査)

第四十五條 主務大臣は、この法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法又は中小企業倒産防止共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十二條第一項から第三項までの規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第六章 雑則

(解散)  
第四十六條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)  
第四十七條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十一條第一項の規定による任命をしようとするとき。

二 第十一條第二項、第十四條第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十五條第一項、第三十七條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十九條又は第四十條第六項の認可(第二十二條第一項の認可にあつては、同項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務を委託する場合におけるものに限る。)をしようとするとき。

三 第十四條第一項又は第二項の規定による解任をしようとするとき。

四 第十五條ただし書、第三十條第一項、第三十四條第三項、第三十五條第三項若しくは第三十五條第五項又は第四十二條の承認をしようとするとき。

五 第二十一條第二項又は第四十三條の通商産業省令を定めようとするとき。

六 第四十條第一項の規定による指定をしようとするとき。

2 主務大臣(次条第一項第二号の規定により通商産業大臣が主務大臣となる場合に限る。)は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十三条第一項の認可をしようとするとき。

二 第二十三条第三項の主務省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第四十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、通商産業大臣(第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る財務及び会計に関する事項については、通商産業大臣及び大蔵大臣)

二 第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第十号から第十四号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びに同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、通商産業大臣

三 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、通商産業大臣及び大蔵大臣

2 第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務については、通商産業大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、第一項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

(他の法令の準用)

第四十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用

第七章 罰則

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした事業団又は受託者(地方公共団体を除く)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第四十条第一項、第二項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十条第七項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第四十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監

事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第二項の規定による届出があったときは、平成十一年七月一日に成立する。

(中小企業信用保険公庫の解散等)

第五条 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という)は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 公庫の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。

3 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

4 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号。以下「旧公庫法」という)の第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年八月三十一日」と、同法第二十条中「翌年度の」とあるのは「平成十二年」とする。

5 公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理並びに国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三条第五項及び附則第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特

例に関する臨時措置法(平成十年法律第五十一号。以下この条において「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という)の第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年八月三十一日」と、旧公庫法第二十三条第六項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十一年度」とする。

6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、旧公庫法第二十二條第一項の中小企業信用保険準備基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、同条第二項の融資基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、附則第二十八條の規定による改正前の機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の第十三条第一項の機械類信用保険運営基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充てられるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金、同条第二項の融資基金、附則第二十八條の規定による改正後の機械類信用保険法第十三条第一項の機械類信用保険運営基金及び附則第三十六条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金に充て

べきものとして出資されたものとする。

7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(繊維産業構造改善事業協会の解散等)

第六条 繊維産業構造改善事業協会(以下「協会」という。)は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 協会の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 協会の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとする。

4 協会の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における協会に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、附則第二十四条の規定による廃止前の繊維

繊維事業者(旧繊維法第二十一条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)又はその組織する団体

旧繊維法第四十二条第一項の信用基金

旧繊維法第四十二条第二項の振興基金

旧繊維法第四十二条第三項の繊維人材育成基金

政府以外の者

7 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(中小企業事業団の解散等)

第七条 中小企業事業団は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び

産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号。以下「旧繊維法」という。)第四十二条第一項の信用基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額、旧繊維法第四十二条第二項の振興基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び旧繊維法第四十二条第三項の繊維人材育成基金に充てるべきものとして政府から出資されている金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、附則第十九条第一項の繊維信用基金、附則第二十条第一項の繊維振興基金及び附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

6 第一項の規定により事業団が協会の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる者から協会に、同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとして出えんされた金額に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から事業団に、同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

8 第一項の規定により中小企業事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

9 前条第一項の規定により事業団に承継される中小企業事業団の長期借入金又は中小企業事業団債券に係る債務については、旧中小企業事業団法第三十条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は中小企業事業団債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

10 前項の中小企業事業団債券は、第三十七条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。  
(非課税)

第九條 附則第五條第一項、第六條第一項及び第七條第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することができない。

附則第五條第一項、第六條第一項及び第七條第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭

義務は、その時において事業団が承継する。

2 中小企業事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金

附則第二十条第一項の繊維振興基金

附則第十九条第一項の繊維信用基金

附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金

附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金

3 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、中小企業事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

4 中小企業事業団の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、その承継の際、附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号。以下「旧中小企業事業団法」という。)第二十八条第二項の出資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び附則第三十七条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号。以下「旧新事業創出促進法」という。)第六条第一項の創業促進資金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し、政府から事業団に、第三十四条第一項の出資金及び第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

6 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、それぞれ、前項の規定により第三十四条第一項の出資金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及びその承継の際旧中小企業事業団法第二十八条第二項の出資金に充てられていた金額(当該出資金に充てられていたものとして政府から出資されている出資金に相当する金額を除く。)の合計額に相当する金額は第三十四条第一項の出資金に、前項の規定により第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及びその承継の際旧新事業創出促進法第六条第一項の創業促進資金に充てられていた金額(当該創業促進資金に充てられていたものとして政府から出資されている出資金に相当する金額を除く。)の合計額に相当する金額は第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられたものとする。

7 第一項の規定により事業団が中小企業事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧中小企業事業団法附則第七條第五項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定において第三十三条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならない。

8 第一項の規定により中小企業事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八條 前条第一項の規定により事業団に承継される中小企業事業団の長期借入金又は中小企業事業団債券に係る債務については、旧中小企業事業団法第三十条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は中小企業事業団債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

9 前項の中小企業事業団債券は、第三十七条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。  
(非課税)

第九條 附則第五條第一項、第六條第一項及び第七條第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

附則第五條第一項、第六條第一項及び第七條第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭

ものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられたものとする。

ものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられたものとする。

ものとして政府から出資されている出資金に相当する金額は、第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられたものとする。

和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九  
条第一項の規定により申告納付すべき日の属す  
る年の一月一日において公庫、協会又は中小企  
業事業団が当該土地を取得した日以後十年を経  
過したものに對しては、土地に對して課する特  
別土地保有税を課することができない。

3 附則第五條第一項、第六條第一項及び第七條  
第一項の規定により事業団が権利を承継する場  
合における当該承継に伴う不動産の登記につい  
ては、登録免許税を課さない。

(職員に関する経過措置)

第十條 旧中小企業事業団法附則第六條第一項の  
規定による解散前の中小企業共済事業団又は旧  
中小企業事業団法附則第七條第一項の規定によ  
る解散前の中小企業振興事業団の解散の際現に  
その職員として在職した者で、昭和四十二年度  
以後における国家公務員共済組合等からの年金  
の額の改定に関する法律等の一部を改正する法  
律(昭和五十四年法律第七十二号。以下この条  
において「昭和五十四年改正法」という。)附  
則第十一條第一項の復帰希望職員に該当するも  
ののうち、引き続き附則第七條第一項の規定に  
よる解散前の中小企業事業団(以下この条にお  
いて「旧中小企業事業団」という。)の職員となつ  
たもの(以下この条において「旧中小企業事業  
団関係復帰希望職員」という。)に係る昭和五  
十四年改正法附則第十一條第二項の規定の適用  
については、旧中小企業事業団及び旧中小企業  
事業団関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五  
十四年改正法による改正前の国家公務員共済組  
合法(昭和三十三年法律第二百十八号)第二百一  
十四條の二第一項に規定する公庫等及び公庫等  
職員とみなす。

(厚生年金基金間の権利義務の移転)

第十一條 公庫の事業所又は事務所を厚生年金保  
險法(昭和二十九年法律第十五号)第百十七  
條第三項に規定する設立事業所(以下「設立事  
業所」という。)とする厚生年金基金(以下「公  
庫基金」という。)は、事業団の事業所又は事

務所を事業団の成立の日に設立事業所とするこ  
ととなる厚生年金基金(以下「事業団基金」と  
いう。)に申し出て、公庫基金の設立事業所(以  
下この条において「脱退事業所」という。)に  
使用される公庫基金の加入員に係る公庫基金の  
加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がそ  
の支給に関する義務を承継している年金たる給  
付の額の計算の基礎となる公庫基金の加入員で  
あつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び  
一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転  
することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合  
には、公庫基金は、事業団基金に申し出て、脱  
退事業所に使用される公庫基金の加入員であつ  
た者であつて当該加入員の資格を喪失したもの  
(同項に規定する脱退事業所に使用される公庫  
基金の加入員を除く。)のうち次項の同意をし  
たものに係る公庫基金の加入員であつた期間  
(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務  
を承継している年金たる給付の額の計算の基礎  
となる公庫基金の加入員であつた期間を除く。  
)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給  
に関する権利義務を移転することができる。

3 公庫基金が前項の規定により当該公庫基金の  
加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移  
転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失し  
た者の同意を得なければならない。

4 公庫基金が第一項及び第二項の規定により権  
利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事  
業主の全部及び当該脱退事業所に使用される公  
庫基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並  
びに公庫基金の代議員会において代議員の定数  
の四分の三以上の多数により議決し、及び公庫  
基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議  
員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣  
の認可を受けなければならない。

5 事業団基金は、第一項及び第二項の規定によ  
り権利義務の移転の申出があつたときは、当該  
年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関す

る権利義務を承継することができる。

6 事業団基金は、前項の規定により権利義務を  
承継しようとするときは、その代議員会におい  
て代議員の定数の四分の三以上の多数により議  
決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。  
7 事業団基金が第五項の規定により権利義務を  
承継したときは、事業団基金に年金たる給付の  
支給に関する権利義務が承継された者の公庫基  
金の加入員であつた期間は、事業団基金の加入  
員であつた期間とみなす。

第十二條 厚生年金保険法第六十條第一項の規  
定により同項に規定する中途脱退者に係る年金  
たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連  
合会に移転した公庫基金につき前條第一項の規  
定による権利義務の移転があつた場合におい  
て、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があ  
つた公庫基金の当該権利義務を承継する厚生  
年金基金の加入員となつたときは、同法第六十  
一條第一項中「再びもとの基金」とあるのは、  
「中小企業総合事業団法(平成十一年法律  
第 号)附則第十一條第一項の規定により  
権利義務を移転した同項に規定する公庫基金の  
当該権利義務を承継する基金」と読み替へて、  
厚生年金保険法第六十一條の規定を適用す  
る。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険  
法第四十二條第四項ただし書及び第四十三  
條第七項ただし書の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合において、公庫基金が  
厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六  
十三年法律第六十一号。以下「法律第六十一  
号」という。)附則第一條ただし書に規定する  
一部施行日以後に法律第六十一号による改正後  
の厚生年金保険法第六十條第一項の規定によ  
る申出をした同項に規定する中途脱退者であつ  
て法律第六十一号附則第二條第一項に規定する  
旧厚生年金適用者である者については、法律第  
六十一号附則第五條第二項中「第六十二條の  
二まで」とあるのは、「第六十二條の二まで

並びに中小企業総合事業団法(平成十一年法律  
第 号)附則第十二條第一項及び第二項」  
とする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に中小企業総合  
事業団という名称を使用している者について  
は、第七條の規定は、この法律の施行後六月間  
は、適用しない。

第十四條 事業団の最初の事業年度は、第二十四  
條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、  
平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

2 事業団の最初の事業年度の第一の半期は、そ  
の成立の日が始まり、平成十一年九月三十日に  
終わるものとする。

第十五條 事業団の最初の事業年度の第二十一條  
第一項各号に掲げる業務(同項第八号及び第九  
号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第  
十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業  
務を除く。)に関する予算、事業計画及び資金  
計画については、第二十五條第一項中「当該事  
業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成  
立後遅滞なく」とする。

2 事業団の最初の事業年度の第一の半期の第二  
十一條第一項第八号及び第九号に掲げる業務並  
びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業  
務並びにこれらに附帯する業務に関する事業計  
画及び資金計画については、第二十五條第二項  
中「当該半期の開始前」とあるのは、「事業  
団の成立後遅滞なく」とする。

(役員に関する特例)

第十六條 事業団に、役員として、第九條に定め  
るもののほか、当分の間、理事一人を置くこと  
ができる。この場合において、その理事の任期  
は、第十二條第一項の規定にかかわらず、一年  
とすることができる。

(出資金の運用又は使用の特例)

第十七條 事業団は、当分の間、第二十一條第一  
項第二号又は第三号に掲げる業務(以下「貸付  
等業務」という。)の遂行上必要があるときは、

同項第四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の遂行に支障の生じない範囲内において、第三十四条第一項の出資金の一部を貸付等業務に必要な資金に充てることができる。この場合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同項の出資金に充てるものとする。

(業務の特例)

第十八条 事業団は、第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の施行前に協会が締結した債務保証契約に係る旧繊維法第四十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 事業団は、当分の間、第二十一条第一項及び前項に規定する業務のほか、旧繊維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

(繊維信用基金)

第十九条 事業団は、前条第一項に規定する業務に関する繊維信用基金を設け、附則第六条第五項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第六項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の繊維信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(繊維振興基金)

第二十条 事業団は、附則第十八条第二項に規定する旧繊維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する繊維振興基金を設け、附則第六条第五項の

規定により繊維振興基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第六項の規定により繊維振興基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の繊維振興基金に準用する。

(繊維人材育成基金)

第二十一条 事業団は、附則第十八条第二項に規定する旧繊維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する繊維人材育成基金を設け、附則第六条第五項の規定により繊維人材育成基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第六項の規定により繊維人材育成基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 附則第十九条第二項の規定は、前項の繊維人材育成基金に準用する。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第二十二条 附則第十八条の規定により事業団の業務が行われる場合には、第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び附則第十八条に規定する業務(以下「繊維関係業務」という。）」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(繊維関係業務に係るものについては、通商産業大臣)」と、第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を除去」とあるのは「を除去」及び「繊維関係業務」とあるのは「附帯する業務並びに繊維関係業務」と、第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(繊維関係業務に係る事項については、通商産業大臣)」と、第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び附則第十八条」と

する。

(出えん金の返還)

第二十三条 事業団は、附則第六条第六項の規定により附則第十九条第一項の繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額(以下「出えん金」という。))について、附則第十八条第一項に規定する業務の実施の状況、附則第十九条第一項の繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんしたものとされた者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができ

2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、繊維信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

(中小企業信用保険公庫法、繊維産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法の廃止)

第二十四条 次の法律は、廃止する。

- 一 中小企業信用保険公庫法
- 二 繊維産業構造改善臨時措置法
- 三 中小企業事業団法

(中小企業信用保険公庫法、繊維産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法の廃止に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定の施行前に旧公庫法(第十条を除く。)、旧繊維法(第三十条及び第三十一条を除く。))又は旧中小企業事業団法(第三十一条及び第十八条を除く。))によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第二十六条 中小企業信用保険法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。))を「中小企業総合事業団(以下「事業団」という。))」に、「公庫」とを「事業団」とに改める。

第三条の二第一項及び第三項、第三条の三第一項から第三項まで、第三条の四第一項及び第二項、第三条の五第一項及び第二項、第三条の六第一項及び第二項、第三条の七第一項及び第二項、第五条並びに第八条から第十一条までの規定中「公庫」を「事業団」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第二十七条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)」を「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)」に、「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に、「同号イからハまで」を「同号イからニまで」に改める。

(機械類信用保険法の一部改正)

第二十八条 機械類信用保険法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。))」を「中小企業総合事業団(以下「事業団」という。))」に改め、同条第二項及び第三項中「公庫」を「事業団」に改める。

第三条の二第一項及び第二項、第五条から第七条まで、第九条第一項並びに第十条第一項中「公庫」を「事業団」に改める。

第十一条の見出し中「公庫」を「事業団」に改め、同条中「公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第十八条第一項を「事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第 号)第二十一条第一項」に改める。

第十二条の見出しを「業務方法書」に改め、同条第一項中「公庫」を「事業団」に、「業務の方法を定め」を「業務方法書を作成し」に改め、同条第二項中「前項の業務の方法」を「前項の業務方法書」に、「定めておかねばならない」を「記載しなければならぬ」に改

める。

第十三条第一項中「公庫」を「事業団」に、  
「機械類信用保険法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十号）附則第三条第二項の規定により」を「中小企業総合事業団法附則第五条第六項の規定により運営基金に充てるべきものとして」に改め、同条第二項及び第三項中「公庫」を「事業団」に改める。  
第十四条第一項から第三項までの規定中「公庫」を「事業団」に改める。  
第十五条を次のように改める。

（中小企業総合事業団法の特例）

第十五条 第十一条の規定により事業団の業務が行われる場合には、中小企業総合事業団法第二十五条第二項中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五十六号）第十一条に規定する業務（以下「機械類信用保険業務」という。）と、主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械類信用保険業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第二十六条第一項から第八項まで、第十九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十三項まで、第二十七條、第二十八條第一項、第二項、第六項、第七項及び第九項、第二十九條、第三十一條（第三項、第六項及び第七項を除く）、第四十條第七項、第四十一條並びに第四十三條中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び機械類信用保険業務」と、同法第二十六條第一項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第二十八條第四項、第七項及び第八項、第三十一條第一項及び第四項並びに第四十一條中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械類信用保険業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第二十六條第八項第一号中「貸付金の総額の限度額」とあるのは「貸付金の総額の限度額（機械類信用保険業務に関する予算につ

いては、保険価額の総額の限度額）」と、同法第三十一條第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令（機械類信用保険業務に係るものについては、通商産業省令・大蔵省令）」と、同法第四十條第一項及び第二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び機械類信用保険法第十四條第一項に規定する特別の勘定」と、同法第四十三條中「この法律」とあるのは「この法律及び機械類信用保険法」と、同法第四十四條及び第四十五條第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械類信用保険業務に係る事項については、通商産業大臣）」と、同法第四十四條第二項及び第四十五條第一項中「又は中小企業倒産防止共済法又は機械類信用保険法」とあるのは「この法律又は機械類信用保険法」と、同法第五十一條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機械類信用保険法」と、同条第三号中「第二十一條第一項」とあるのは「第二十一條第一項及び機械類信用保険法第十一條」とする。

（中小企業指導法の一部改正）

第二十九條 中小企業指導法の一部を次のように改正する。  
第一条並びに第三条第一項及び第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

（小規模企業共済法の一部改正）

第三十條 小規模企業共済法の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

第十六条の二中「中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）第二十一條第一項第六号」を「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第 号）第二十一條第一項第十二号」に改める。

第十六条の三第一項中「中小企業事業団法第二十一條第一項第六号」を「中小企業総合事業

団法第二十一條第一項第十二号」に改める。

（小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置）  
第三十一條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の小規模企業共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の小規模企業共済法の規定によつてしたものとする。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第三十二條 中小企業倒産防止共済法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置）  
第三十三條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法の規定によつてしたものとする。

（特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）  
第三十四條 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第七項中「中小企業信用保険公庫」を「中小企業総合事業団」に改める。  
（中小企業者の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）  
第三十五條 中小企業者の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八條の二第一項中「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）」を「中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）」に改める。

第八條の三第一項中「公庫」を「事業団」に

改める。

第十四條の十二第一項中「公庫は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第十八條第一項」を「事業団は、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第 号）第二十一條第一項」に、「公庫と」を「事業団と」に改め、同条第五項中「中小企業信用保険公庫法」を「中小企業総合事業団法」に、「第十八條第一項第一号」を「第二十一條第一項第八号」に、「第二十六條第二項及び第二十八條第一項」を「第四十四條第二項及び第四十五條第一項」に改める。

（破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正）  
第三十六條 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）」を「中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）」に、「公庫と」を「事業団と」に改める。

第四条第一項及び第二項並びに第六條中「公庫」を「事業団」に改める。

第七條の見出し中「公庫」を「事業団」に改め、同条中「公庫は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第十八條第一項」を「事業団は、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第 号）第二十一條第一項」に改める。

第八條の見出しを「業務方法書」に改め、同条第一項中「公庫」を「事業団」に、「業務の方法を定め」を「業務方法書を作成し」に改め、同条第二項中「前項の業務の方法」を「前項の業務方法書」に、「定めておかなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第九條第一項中「公庫」を「事業団」に改め、「設け、」の下に「中小企業総合事業団法附則第

第十一條 第七條の規定により事業団の業務が行われる場合には、中小企業総合事業団法第二十五条第二項中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特別に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）第七条に規定する業務（以下「破綻金融機関等関連特別保険等業務」という。）」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第二十六条第一項から第八項まで、第十一項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十三項まで、第二十七条、第二十八條第一項、第二項、第六項、第七項及び第九項、第二十九条、第三十一条（第三項、第六項及び第七項を除く）、第四十条第七項、第四十一条並びに第四十三条中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務」と、同法第二十六条第一項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第二十八條

第四項、第七項及び第八項、第三十一条第一項及び第四項並びに第四十一条中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係るものについては、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第二十六条第八項第一号中「貸付金の総額の限度額」とあるのは「貸付金の総額の限度額（破綻金融機関等関連特別保険等業務に関する予算については、保険価額の総額の限度額）」と、同法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係るものについては、通商産業省令・大蔵省令）」と、同法第四十条第一項及び第二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第一項に規定する特別の勘定」と、同法第四十三条中「この法律」とあるのは「この法律及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る事項については、通商産業大臣及び大蔵大臣）」と、同法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第五十一条第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七条」とする。

（新事業創出促進法の一部改正）

第三十七条 新事業創出促進法の一部を次のようにする。

小企業倒産防止共済法又は新事業創出促進

第九条第二項中、「中小企業信用保険公庫」を削り、「沖縄振興開発金融公庫」の下に、「中

第一集中、「中小企業信用保険公庫」を削る  
第五條第三項中「收入保険料（住宅金融公庫  
及び中小企業信用保険公庫）を「收入保険料（住  
宅金融公庫」に改め、「回収金（中小企業信

は中小企業信用保険公庫」を加える。  
(都市計画法の一部改正)  
第四十六条 都市計画法(昭和四十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

事業団法」を「中小企業総合事業団法」に改める。

第六十六条の十一第一項第二号中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改める。

十六条の規定による厚生省の認可を要する事業と見做す。以下に、国法（昭和四十二年法律第五十六号。以下「中小企業振興事業団法」）において「旧中小企業振興事業団法」として規定されているものについて、「中小企業事業団又は都道府県等の」に、



四第七項、第七十三条の二十七の五第一項及び附則第十一條第十八項に規定する資金の貸付けを受けて不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法第五百八十六條第二項第十二号に規定する事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第七百一條の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置され、又は同号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業に対して課する事業に係る事業所税（旧地方税法第七百一條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

4 旧地方税法第七百一條の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置される施設に係る事業所用家屋（旧地方税法第七百一條の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築若しくは増築又は同号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業所用家屋の取得で、その譲渡しによる取得につき旧地方税法第七百一條の三十二第三項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築若しくは増築とみなされる取得に対して課する新增設に係る事業所税（旧地方税法第七百一條の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

5 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧地方税法附則第十五條第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第五十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第六十條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第八十九号中「中小企業信用保険公庫」を「中小企業総合事業団」に改める。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第六十一條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の二の三中「中小企業事業団」を「中小企業総合事業団」に改め、同項第五号中「中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」を「及び中小企業金融公庫」に改める。

理由

特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団を設立し、中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上並びに小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の運営等に必要となる業務を一体的に行わせるとともに、繊維産業構造改善事業協会を解散して必要な業務を中小企業総合事業団に移管する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十一年三月十六日印刷

平成十一年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局